

手話言語法ニュース

2015年7月13日 No.21

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二・岡野美也子
条例グループ：責任者 小中栄一・田門浩・川根紀夫

意見書採択請願運動グループ：責任者 長谷川芳弘・中橋道紀・渡辺正夫

教材作りグループ：責任者 西滝憲彦・大杉豊・石橋大吾

意見書採択 6月議会で採択率は99.2%に！

6月議会を終え、47都道府県中40都府県が意見書採択100%を達成しました。どの地域の皆様もたくさんの苦勞、努力を重ね、ひとつまたひとつ採択自治体数を増やしてくれました。

【長野】長野県聴覚障害者協会事務局長より

2015年3月で県内全78自治体のうち、74自治体の採択により達成率95%となりました。あとの4自治体は、当協会顧問の県議会議員が紹介して下さった議員と共に、6月議会に請願書を提出しました。6月中旬に審査結果の通知が届き、無事に採択となりました。当協会の顧問のおかげで100%達成することができ、とても嬉しいです。現在「長野県手話言語条例(仮称)」制定に向けた取組みを進めています。9月までに条例骨子案の作成を目指します。

【東京】東京都聴覚障害者連盟会長より

東京都は、区市のほとんどに傘下団体があるため、自発的に取り組むよう説明会や学習会を重ねましたが、2014年10月の時点での採択率は71%でした。傘下団体が無い町村議会に対しては当連盟が交渉をしましたが、特に島嶼部との交渉は困難を極めました。なかなか進展せず、一時はあきらめそうになりましたが、全国各地での100%達成を励みに粘り強く交渉を重ねました。議長に直談判し、都議会議員に協力をお願いした結果、ついに本年6月9日、最後の1つであった神津島村議会で意見書が採択されました。100%達成の瞬間、関係者の喜びと感動は言葉では表せないほどでした。

組織が大きいことや離島もあることから東京の意見書採択100%達成は困難を伴いましたが、困難を乗り越えて実現できたことを全国の皆様と共に喜びたく存じます。6月の全国ろうあ者大会では多くの方からお祝いの言葉をいただき、心より感謝いたします。ありがとうございました。

【宮城】宮城県聴覚障害者協会会長より

宮城県内には県議会の他に35市町村議会があります。手話でGO!パンフや言語法ニュースを手し、直接議員の家に出向き、議会で話をしました。議会に行くということは緊張します。説明した後にどんな質問をされるのかと考ただけで心配でした。ところが予想に反し、理解や共感の声を多くいただいたのです。「高校時代に列車の中で、手話で話しているろう学生を見ていた。だから当時の校内で手話が禁止だったなんて知らなかった」「親戚にろう者がいるから苦勞が分かる」「用事の時だけでなく、他にもいろいろ問題はあるだろうから、また来てください」など話していただきました。

この取り組みから、こちらから出向いて情報交換をする、今まで経験してきた、苦しかった出来事を、当事者である私たちが話すことが大切と必要だと改めて実感しました。この経験を次の手話言語条例に向けて生かしていきたいと思っています。

【岡山】岡山県聴覚障害者福祉協会会長より

鈍牛の歩みでしたが、6月議会で奈義町が採択されたことで100%を達成し、中国ブロックとしてようやく足並みを揃えることができました。岡山県は、県議会がトップで意見書の採択を行ったため、その後の各市町村の採択は比較的スムーズに進みました。障害者自立支援法施行により手話通訳者派遣事業が国から地方へ移管した時には、県聴覚障害者センターと力を合わせ、全市町村へ足を運び、手話通訳者派遣事業の実施を依頼して回りました。鳥取県手話言語条例の制定も含め、手話に関する認識が地方自治体へ十分に伝わり、追い風になったと思います。

今後は国が手話言語法制定の早期成立によって、地方自治体の聴覚障害者福祉サービスのばらつきを解消し、手話で社会参加できるよう障壁をなくし、すべての人々が手を取り合って生きる喜びがさらに大きくなることを願っています。

【香川】香川県聴覚障害者協会理事長より



意見書採択達成が本当のスタートだと思います。県、市町の手話言語条例化に向けて頑張ります。

【福岡】福岡県聴覚障害者協会理事長より…

福岡県は1県60市町村あり、各自治体にご理解いただくのに時間を要しました。また、その取り組みにおいて、会員一人ひとりが「手話言語法」について学習を重ね、関心を持ち、自ら参加する姿勢が聴覚障害者の福祉を大きく進展させるだけでなく、社会福祉の改革へ繋がるという意識を持って最後まで取り組み、ようやく100%達成でき安堵しました。

早期に法が制定され、すべての地域で「手話が言語」として認められ、対等・平等な手話コミュニケーションが生かされる日々を来ることを願っています。次のステップに「手話言語条例」の実現を目指していきたいと思っています。

【熊本】熊本県ろう者福祉協会事務局長より

熊本の取り組みは、本年6月16日によりやく完了しました。県の担当課の協力も得ながら、「ろう協がろう者の手で」という考えで取り組みました。およそ1年を費やしましたが、地方議会の採択は、ろう運動に大きなよろこびと勇気を与えてくれたと思います。この結果を単に喜びで終わらせるのではなく、全議会への取り組みに報いるためには手話言語法制定を確実に実現させることが重要だと考えます。引き続き皆と共に頑張りたいと思います。

意見書採択情報

【北海道】 歌志内市	【岡山】 ● 奈義町	【鹿児島】 東串良町
【茨城】 境町 那珂市	【香川】 ● 小豆島町 土庄町	伊仙町 中種子町
【長野】 ● 泰阜村 原村 下諏訪町 茅野市	【福岡】 ● 苅田町 上毛町	【沖縄】 恩納村 与那国町 久米島町 金武町 東村
	【熊本】 ● 産山村	



100%まであと…
14 自治体!

採択自治体 / 自治体数 (達成%)		
都道府県	47 / 47	(100%)
区	23 / 23	(100%)
市	785 / 790	(99.4%)
町	739 / 745	(99.2%)
村	180 / 183	(98.4%)
計	1,774 / 1,788	(99.2%)

2015年7月13日現在 全日本ろうあ連盟本部事務所報告数
意見書マップHP→<http://www.jfd.or.jp/sgh/map>

☆ほっとニュース☆北の国・石狩市より

石狩市は、石狩のまちに手話が普及することを目指し、そのシンボルとなる手話のロゴマークを作成しました。

- 手話バッジ…手話のできる人や関心がある人に身に付けてもらい、聞こえる人と聞こえない人が手話でつながることを願い作成されたバッジ。手話出前講座・手話出前授業などの受講者にプレゼントするほか、市障がい支援課窓口カウンターで配付中。



- リーフレット「手話でつながる いしかり」市が実施する講座や授業の学習資料として活用。リーフレットのコピーやデザイン等は自由に使用できます。



石狩市HPに詳細が掲載されています。
<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/syougais/3541.html>

条例制定に向けた新たな動き

【北海道帯広市】

帯広市は7月6日に「第1回(仮称)帯広市手話に関する条例の制定に係る検討会」を開催しました。検討会のメンバーは市内の聴覚障害者団体や手話サークル等、11人で構成されています。2016年4月1日の施行を目指します。

イベント☆手話フェスティバルinおびひろ



- 日時：2015年7月25日(土) 12:30～(11:30開場)
 - 場所：とちかちプラザ レインボーホール
 - 内容：早瀬憲太郎氏を講師に招き、「手話から始まる新たな出会い」と題し、特別講演を行います。
- 【問合せ先】
手話フェスティバルinおびひろ 実行委員長 曾我修己
FAX: 0155-23-6101

【埼玉県朝霞市】

朝霞市は、6月1日から30日までの間、「(仮称)朝霞市手話言語条例(案)」の概要に係るパブリックコメントを実施しました。2016年4月1日施行を目指します。

朝霞市福祉部障害福祉課HP
<http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/50/syuwapabukome.html>

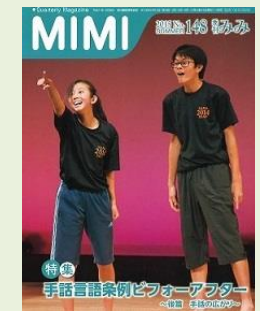
イベント☆石川県 手話言語にかかわる法整備を考える研究集会



- 日時：2015年8月2日(日) 13:00～16:00
 - 場所：白山市松任文化会館
 - 内容：鳥取県知事を招き「手話言語に関する法律の役割とは」をテーマにパネルディスカッションを行います。
- ＝同日開催＝第35回石川県ろうあ組織活動者研修会
- 日時：2015年8月2日(日) 10:00～12:00
 - 場所：同上
 - 内容：「手話言語条例」をテーマに、当運動本部の久松が講師を務めます。
- 【問合せ先】(社福)石川県聴覚障害者協会
TEL: 076-264-8615/FAX: 076-261-3021

手話言語条例を検討している方必見!

【季刊みみ148号】特集 手話言語条例ビフォーアフター ～後篇 手話の広がり～



前号から2本立てで組まれた特集「手話言語条例ビフォーアフター」の後篇が掲載されています。「季刊みみ」の購入方法、その他お問い合わせは下記までお願いします。



【問合せ先】全日本ろうあ連盟 京都事務所
FAX: 075-441-6147 TEL: 075-441-6079
E-mail: jdn@jfd.or.jp (担当: 豆塚・新谷)